## 大阪府立農芸高等学校 PTA 規約

### 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、大阪府立農芸高等学校PTA(以下、本会という)と称する。
- 第2条 本会は、事務所を大阪府立農芸高等学校(以下、学校という)内に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、家庭と学校および地域社会が敬愛と協力のもとに、生徒の健全なる育成と 幸福な成長をはかると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - 1. 学校・家庭を中心に、地域社会の生活環境および教育的環境の改善に務める。
  - 2. 会員相互の連帯感と資質の向上に努める。
  - 3. その他、必要と認めた教育的事業の推進に努める。

### 第3章 会員

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。
  - 1. 学校に在籍する生徒の保護者。
  - 2. 学校に勤務する教職員。

# 第4章 経費

- 第6条 本会の経費は、会費・事業収入および自発的寄付をもって支弁する。
- 第7条 会費は、次の各号の規定に基づき負担するものとする。
  - 1 負担対象者は、第5条に定める会員とする。但し、教職員については、常勤で勤務する者に限る。
  - 2 会費は、会員一人あたり年額4,000円とする。
  - 3 本条に基づき納入した会費は、原則として返金しないものとする。
- 第8条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第5章 役員

- 第9条 本会の本部役員(以下、役員という)は、次のとおりとする。
  - 1. 会長 1名
  - 2. 副会長 3名
  - 3. 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
  - 4. 会計 2名(保護者1名、教職員1名)
  - 5. 会計監査 2名
- 第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長は会を代表する。また会を統括し、総会・役員会・学級委員会を招集する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
- 3. 書記は各種集会を通知し、総会・役員会・学級委員会の議事その他全般の活動 状況を記録し、保管する。
- 4. 会計は年間予算の執行を管理し、中間決算・年度末決算の会計全般を処理する。また、会計帳簿を整理・保管し、会計監査をうけて会員に報告する。
- 5. 会計監査は、随時本会の経理を監査する。また、総会において監査結果を報告 する。
- 第11条 役員および委員の任期は1ケ年とし、承認の日より次年度の年度始め総会までとする。補欠により選出された役員及び委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、役員の再任は妨げない。
- 第12条 第9条(1から5号)に示す役員を選出するため、指名委員会を設置し、役員の 選出にあたる。
- 第13条 指名委員会は、役員を第5条1号の中から選出する。但し、書記・会計の内、 教職員担当は学校長が選出する。尚、必要事項については、委員会でこれを定める。

## 第6章 委員の選出

- 第14条 学級委員(以下、委員という)は、各専門委員会に所属し、PTA活動を推進 すると共に学級委員会に出席する。
- 第15条 委員の選出は、12月中に立候補を募り、定数に満たない場合は、新2・3年 保護者より選出する。新1年保護者からは、入学式時に立候補にて決める。但し、 選出の際本人の同意を必要とする。
- 第16条 専門委員会の委員長・副委員長および委員は、会長が委嘱する。
- 第17条 役員および委員に欠員が生じた場合には、役員会にはかり、審議し決定する。

## 第7章 総会

- 第18条 総会は、年度始め総会(4から6月)・臨時総会とし、本会の最高議決機関である。
- 第19条 予測不能な非常事態が発生した場合、前条の総会は書面総会の実施が可能とし、 決議については、招集による決議または書面 (議決権行使書)決議 (電磁的記録 を含む)によるものとする。
- 第20条 次の事項について総会にはかり、承認を受ける(電磁的記録を含む)。
  - 1. 会計監査を経た収支決算の承認。
  - 2. 役員選任の承認。
  - 3. 年度事業計画および年度予算の承認。
  - 4. 規約改正、その他重要事項。

- 第21条 総会の定足数は、会員総数の3分の1(委任状を含む)以上とし、決議は出席者 の過半数をもってこれを決する。
- 第22条 役員会・学級委員会または会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は 臨時総会を開催する。
- 第23条 総会の日時・場所および議案は、総会の1週間前に全員に通知する(電磁的記録を含む)。

## 第8章 役員会

- 第24条 役員会は役員および学校長によって構成され、必要に応じて会長が招集・開催 する。
  - 1. 行事等の活動や企画運営について協議する。
  - 2. 各専門委員会の活動企画を調整する。
  - 3. 総会・学級委員会等の運営を担当する。

# 第9章 学級委員会

第25条 学級委員会は、役員および学校長ならびに各委員のメンバーで構成する。尚、 必要に応じて他に出席を求めることができる。

#### 第10章 専門委員会

- 第26条 本会には次の専門委員会を置く。
  - 1. 広報委員会(若干名) 広報誌の作成を行う。
  - 2. 研修委員会(若干名) 会員の文化教養を高める活動を行う。
  - 3. 農芸祭委員会(若干名) 農芸祭の運営を行う。
- 第27条 各委員会は、原則として活動計画について委員会に報告する。
- 第28条 専門委員会の設置・改廃は、委員会にはかり総会で承認を得る。

#### 第11章 表彰および慶弔

- 第29条 表彰は、本会のために特に功労のあった会員および生徒の善行などに対して 表彰する。
- 第30条 慶弔は、別に定めた規定による。特別な場合は、審議する。

## 付則

- 第31条 規約改正の場合は、総会において出席者の3分の2(委任状を含む)以上の賛成 を必要とする。
- 第32条 PTA 行事活動における災害については、その都度保険加入などで会員の安全

対策を講ずる。

第33条 この規約に定めのない事項または必要な事項は、別に定める。

#### 改訂

昭和61年5月、昭和62年5月、平成4年5月、平成7年5月、平成12年5月、 平成30年5月、令和3年5月、令和6年5月

### 顧問選任規程

- 第1条 大阪府立農芸高等学校 PTA の運営上必要と認められた場合、PTA 顧問を若干名 選任することができる。
- 第2条 顧問は、会長および役員の選任より役員会において承認された者があたる。
- 第3条 顧問は、原則役員経験者とし、会員・本会卒業者の中から選出する。
- 第4条 顧問の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。
- 第5条 顧問は、必要に応じて役員会・学級委員会に出席し助言することができる。ただし 議決権を行使することができない。

# 付則

- 1. この規程は、令和3年5月1日より施行する。
- 1. この規程は、令和6年5月18日より施行する。